

国立大学法人奈良教育大学予算規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年2月 1日規則第 4号
改正 平成18年3月29日規則第47号
改正 平成23年3月24日規則第22号
改正 平成24年2月22日規則第17号
改正 平成26年3月19日規則第 9号

目 次

第1章	総則	(第1条～第4条)
第2章	予算編成	(第5条～第8条)
第3章	予算の配分	(第9条～第12条)
第4章	予算の執行	(第13条～第14条)
第5章	予算の補正	(第15条)
第6章	予算の繰越	(第16条)
第7章	決算報告書	(第17条)
第8章	雑則	(第18条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大会計規程（平成16年奈良教育大学規則第92号。以下「会計規程」という。）第4章の定めるところにより、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）における予算の適正な編成、執行等にかかる手続きについて定め、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 予算の手続きについては、法令その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(予算の定義)

第3条 この規則で予算とは、事業年度における教育研究その他業務運営に関する計画を明確に計数化したものであり、年度計画に記載される予算（以下「年度計画予算」という。）をいう。

(予算単位及び予算責任者)

第4条 会計規程第10条第3項に規定する予算単位及び予算責任者は別表1のとおりとする。

2 会計規程第11条第3項に規定する事故等とは、次の各号の一に該当する場合をいう。
一 欠員となったとき。

- 二 休暇、欠勤等により長期にわたりその職務を執ることができないとき。
- 三 業務のため、長期にわたり出張するとき。

第2章 予算編成

(予算編成方針)

第5条 学長は、会計規程第12条第1項に規定する予算編成方針（以下「予算編成方針」という。）の策定にあたっては、経営協議会の審議の後、役員会の議決を経なければならない。

2 学長は、予算編成方針策定後、速やかに予算責任者に通知しなければならない。

(予算単位の予算計画書案)

第6条 予算責任者は、予算編成方針に基づいて、会計規程第12条第2項に規定する予算単位の予算案を別紙様式1により作成し、理事（総務担当）（以下、「理事」という。）に提出しなければならない。

(年度計画予算の決定)

第7条 学長は、会計規程第12条第3項の規定により作成された予算案について、経営協議会の審議の後、役員会の議決を経て、事業年度開始前までに年度計画予算として決定し、予算責任者に通知するものとする。

(予算執行計画)

第8条 予算責任者は、前条で通知された年度計画予算に基づいて予算執行計画表を別紙様式2により作成し、学長の承認を受けるものとする。

2 学長は、前項による予算執行計画表の妥当性を検討し、適正な予算執行が確保できると認めた場合には、すみやかに予算責任者に承認の通知を行うものとする。

第3章 予算の配分

(年度計画予算の配分)

第9条 学長は、前条の承認の後、速やかに予算責任者に予算を別紙様式3により配分しなければならない。

(予算単位の予算配分)

第10条 予算責任者は、前条に規定する予算を会計規程第13条第3項に規定する教職員に配分するときは、配分先に予算額を速やかに通知しなければならない。

(年度計画予算の追加配分)

第11条 学長は、追加の予算措置に備えるため、年度計画予算の一部を留保することができる。

2 予算責任者は、追加の予算措置が必要と認めるときは、学長に別紙様式4により申請し、追加配分を求めることができる。

3 学長は、前項の申請に基づき追加配分を決定したときは別紙様式3により、速やかにその旨を予算責任者に通知しなければならない。

(年度計画予算の変更)

第12条 学長は、本学の運営状況を勘案し、必要があると認めるときは、既に配分した

予算単位の年度計画予算の金額を変更することができる。

- 2 学長は、前項の規定に基づき年度計画予算の変更を決定したときは、速やかに変更後の年度計画予算を別紙様式3により予算責任者に通知しなければならない。

第4章 予算の執行

(目的別科目間の予算の流用)

第13条 予算責任者は、予算単位間又は予算単位内において、別表2に定める目的別科目の予算額を超えて執行する必要があるときは、学長に他の目的別科目からの流用を別紙様式5により申請しなければならない。

- 2 学長は、前項に規定する流用申請に対して審査を行い、流用が認められる場合は、その旨を当該予算責任者に通知し、これに基づき予算配分額の振替を行わなければならない。

(同一目的別科目内の予算の流用)

第14条 予算責任者は、予算単位間又は予算単位内において、同一目的別科目の内訳となっている予算事項の予算額を超えて執行する必要があるときは、学長に他の予算事項からの流用を別紙様式5により申請しなければならない。

- 2 学長は、前項に規定する流用申請に対して審査を行い、流用が認められる場合は、その旨を当該予算責任者に通知し、これに基づき予算配分額の振替を行わなければならない。

第5章 予算の補正

(年度計画予算の補正手続)

第15条 会計規程第15条に規定する別に定める場合とは、第11条から第13条に該当する場合をいう。

- 2 学長は、年度計画予算の補正を行うにあたっては、経営協議会の審議の後、役員会の議決を経なければならない。
- 3 緊急を要するため、前項の手続を経ることができないときは、学長があらかじめこれを決定し、その直後に開かれる経営協議会及び役員会に報告して、その追認を受けなければならない。

第6章 予算の繰越

(予算の繰越)

第16条 予算責任者は、次の各号の一に該当する場合は、年度計画予算を翌年度に繰越しすることができる。

- 一 運営費交付金を財源とし、事前に学長より成果の進捗が客観的には把握できるものとして指定を受けた業務で、事業年度終了時において業務が終了していない場合
- 二 契約を締結済みの調達において、本学の責によらない理由で事業年度終了時に検収ができない場合
- 三 寄附者が寄附の申込時点で、その特定の用途に供するよう指定した場合及び寄附者

が用途を特定していなくとも本学が使用に先立ってあらかじめ計画的に特定した場合
で寄附金を財源とした支出予算が未執行の場合

四 その他、他の法令等により認められる場合

- 2 予算責任者は、年度計画予算のうち翌年度に繰越しをする必要があると認められるものがあるときは、繰越し予定予算見積書を別紙様式6により作成し、学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、年度計画予算の繰越しを決定したときは、速やかにその旨を予算責任者に通知しなければならない。

第7章 決算報告書

(決算報告書)

第17条 予算責任者は、事業年度終了後速やかに会計規程第17条に規定する決算報告書を別紙様式7により作成し、理事に提出しなければならない。

第8章 雑則

(雑則)

第18条 この規則の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第4号)

- 1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 国立大学法人奈良教育大学予算規則(平成16年奈良教育大学規則第94号)の運用にあたり、理事(総務担当)が欠員の場合は、「理事(総務担当)」を「事務局長」に読み替えるものとする。

附 則 (平成18年規則第47号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規則第22号)

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則 (平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第9号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 1 項関係)

予 算 単 位	予 算 責 任 者
教育学部・大学院教育学研究科	副学長 (企画担当)
図書館	図書館長
次世代教員養成センター	次世代教員養成センター長
国際交流留学センター	国際交流留学センター長
特別支援教育研究センター	特別支援教育研究センター長
理数教育研究センター	理数教育研究センター長
自然環境教育センター	自然環境教育センター長
保健センター	保健センター長
附属小学校	附属小学校長
附属中学校	附属中学校長
附属幼稚園	附属幼稚園長
事務局 (学生宿舎を含む。)	事務局長

別表 2 (第 1 3 条第 1 項関係)

番号	目的別科目名
1	教育経費
2	研究経費
3	教育研究支援経費
4	役員人件費
5	教員人件費
6	職員人件費
7	一般管理費
8	施設整備費
9	受託研究費
1 0	受託事業費
1 1	補助金
1 2	寄附金

様式1(第6条関係)

平成 年 月 日

平成 年度 予算単位の予算案

理事(総務担当) 殿

予算単位:

予算責任者: 印

国立大学法人奈良教育大学予算規則第6条に規定する予算単位の予算案を、下記のとおり提出いたします。

記

(単位:千円)

目的別科目区分	予算事項	予算額	備考
教 育 経 費			
研 究 経 費			
：			
：			
一 般 管 理 費			
合 計			

様式2(第8条関係)

平成 年 月 日

平成 年度 予算執行計画表

学 長 殿

予算単位:

予算責任者:

印

国立大学法人奈良教育大学予算規則第8条に規定する予算単位の予算執行計画表を、下記のとおり提出いたします。

記

(単位:千円)

目的別科目区分	予算事項	予算額	備 考
教 育 経 費			
研 究 経 費			
：			
：			
一 般 管 理 費			
合 計			

様式3(第9条、第11条第3項、第12条第2項関係)

平成 年 月 日

平成 年度 予算配分通知書

予算責任者 殿

事務局長:

公印省略

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

(単位:千円)

目的別科目区分	予算事項	予算配分額	備 考
教 育 経 費			
研 究 経 費			
⋮			
一 般 管 理 費			
合 計			

様式4(第11条第2項関係)

平成 年 月 日

平成 年度 追加予算申請書

学 長 殿

所 属:

予算責任者: 印

下記の予算事項について予算の追加を申請いたします。

記

所 属	
目的別科目名	
予 算 事 項	
追加申請金額	千 円
追加申請理由	
積 算 根 拠	

様式5(第13条第1項、第14条第1項関係)

平成 年 月 日

平成 年度 予算流用申請書

学 長 殿

流 用 元 所 属:

流用元予算責任者: 印

下記の予算事項について予算の流用を申請いたします。

記

	流 用 元	流 用 先
所 属		
目 的 別 科 目 名		
予 算 事 項		
流 用 金 額	千 円	
流 用 理 由		
積 算 根 拠		

様式6(第16条第2項関係)

平成 年 月 日

平成 年度 繰越予定予算見積書

学 長 殿

所 属:

予算責任者: 印

下記の予算事項について、翌事業年度への予算の繰り越しを申請いたします。

記

所 属	
目的別科目名	
予 算 事 項	
繰越予定金額	千 円
繰越理由	
積算根拠	

様式7(第17条関係)

平成 年 月 日

平成 年度 予算単位の決算報告書

理事(総務担当) 殿

予算単位:

予算責任者: 印

国立大学法人奈良教育大学予算規則第17条に規定する予算単位の決算報告書を、下記のとおり提出いたします。

記

(単位:千円)

目的別科目区分	予算額	決算額	差 額	差額理由
教 育 経 費				
研 究 経 費				
⋮				
一 般 管 理 費				
合 計				